

ID: 1015

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	補助金の交付決定
例規名 根拠条項	名寄市中小企業振興条例施行規則 第5条
例規番号	平成18年規則第159号

【根拠条文】

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは補助金の額を決定し、中小企業振興補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

【基準】

根拠条文、名寄市中小企業振興条例施行規則第2条及び第3条の規定による。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる中小企業者等は、条例第2条各号に掲げるものとし、別表第1に掲げる業種を対象とする。ただし、協同組合等にあつては、組合員の4分の3以上のものがその主たる事務所又は事業所を本市内に住所を有しているものとする。

2 条例第2条に定める中小企業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第11条第2項に定めるもののほか、次条の規定に基づく補助を受けることはできない。

(1) 名寄市暴力団排除条例(平成25年名寄市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

(2) 法人その他の団体であつて、その役員のうち暴力団員がいるもの

(3) 市税に滞納があるもの

(補助対象事業)

第3条 条例第10条に規定する基本方針に基づき実施する補助対象事業は、別表第2に掲げるものとする。

2 前項に定める補助金の額は、補助対象事業に係る収支において不足を生じる額及び予算の範囲内とし、他の補助事業と重複することができないものとする。この場合において、国及び北海道等の他の助成制度による助成金があるときは、当該助成金を控除した額を限度とする。

別表第1(第2条関係)

対象業種	北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店を除く。
------	--

別表第2(第3条関係)

補助対象事業	条例の規定	事業の内容	補助基準
企業活力強化支援	第10条第1号	中小企業の経営基盤の強化、経営の革新、事	対象事業費 50万円以上 補助率 30/100

<p>事業</p>		<p>業承継等に係る施設・設備整備及びIT関連機器の導入に対して補助する。</p>	<p>限度額 100万円 次に該当する場合は限度額を増額する。 ア 名寄市立地適正化計画「居住誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合 限度額 50万円増額 イ 名寄市立地適正化計画「都市機能誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合 限度額 50万円増額（風連地区においては、名寄市都市計画用途区域「商業地域」とする。） ウ 食料品製造業等の新設・移転・増築等をする場合 限度額 200万円増額 エ 事業承継時に新設・移転・増築等をする場合 限度額 200万円増額 施工業者は市長が別に定める条件を満たした地元企業であること。 同一事業所につき、事業計画期間（5年間）は複数回の利用は不可（新規事業の場合を除く。）</p>
<p>創業支援事業</p>	<p>第10条第4号</p>	<p>創業者（創業から1年以内）の経営基盤の強化、経営の革新、事業承継等に係る施設・設備整備及びIT関連機器の導入・リース（1年分）に対して補助する。</p>	<p>対象事業費 30万円以上 補助率 30/100 限度額 100万円 創業奨励金 30万円 次に該当する場合は限度額を増額する。 ア 名寄市立地適正化計画「居住誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合 限度額 50万円増額 イ 名寄市立地適正化計画「都市機能誘導区域」へ新築・移転・増築等をする場合 限度額 50万円増額（風連地区においては、名寄市都市計画用途区域「商業地域」とする。） ウ 食料品製造業等の新設・移転・増築等をする場合 限度額 200万円増額 エ 事業承継時に新設・移転・増築等をする場合 限度額 200万円増額 施工業者は市長が別に定める条件を満たした地元企業であること。</p>
<p>販路拡大支援事業</p>	<p>第10条第1号</p>	<p>新たな市場開拓と販路拡大のため、展示会・物産展・商談会等に参加する旅費・出店に係る経費を補助する。</p>	<p>補助率 50/100 限度額 1事業所につき年間30万円</p>

新事業創出支援事業	第10条第1号	新たな市場開拓と販路拡大のための商品開発・改良に要する経費及び販路拡大に係る商品パッケージ等に要する経費を補助する。	補助率 50/100 限度額 1事業所につき年間30万円
ホームページ制作支援事業	第10条第1号	事業所・商品PRのためのホームページ作成等に要する経費を補助する。	補助率 50/100 限度額 1事業所につき年間30万円
商店街組合事務所管理支援事業	第10条第6号	組合事務所の運営管理に要した経費を補助する。	補助率 30/100 限度額 1組合につき年間30万円
商店街施設管理支援事業	第10条第6号	公共性を有する商店街施設の維持管理に要した経費を補助する。	補助率 30/100
街なかにぎわい創出事業	第10条第6号	市内で実施される地域経済活性化に資するイベントや調査・研究活動等に要する経費を補助する。	補助率 50/100 限度額 50万円 次に該当する場合は限度額を増額する。 名寄市立地適正化計画「都市機能誘導区域」の場合 限度額50万円増額(風連地区においては、名寄市都市計画用途区域「商業地域」とする。)
事業所賃貸料支援事業	第10条第4号	個人・団体・グループ等が1年以上の賃貸契約を結び商業等を営む場合の賃貸料を補助する。	1年目 補助率 賃貸料の25/100 限度額 30万円 2年目 補助率 賃貸料の15/100 限度額 20万円 3年目 補助率 賃貸料の10/100 限度額 15万円 同一事業所につき1回限り
トライアル企業支援事業	第10条第4号	中小企業(法人)が3か月以上商業等を営む場合の賃貸料及び旅費を補助する。	補助率 50/100 限度額 50万円 同一事業所につき1回限り
事業承継支援事業	第10条第4号	中小企業の事業承継時に要するコンサルタント経費を補助する。	補助率 50/100 限度額 30万円

名寄市 条例適用申請に対する処分個票

名寄で人づくり事業	第 10 条 第 3 号	事業所が負担している従業員資格取得に必要な研修・教育機関での受講等に要する経費を補助する。	補助率 50/100 限度額 1人につき 12 万円
プロフェッショナル人材確保支援事業	第 10 条 第 3 号	高度な専門性を持ち、企業の成長戦略を具現化するための人材を新たに雇用する企業に対して補助する。	補助額 年収 500 万円以上の新規雇用に対して 80 万円 同一事業所につき 1 人限り 1 年以上雇用すること。
就職促進支援事業	第 10 条 第 3 号	中小企業・経済団体・企業団体が企画・負担する就職促進に係る旅費・企業パンフレット作成・求人サイト掲載等に要する経費を補助する。	補助率 50/100 限度額 1 事業所につき年間 30 万円
退職金制度普及促進事業	第 10 条 第 3 号	退職金共済制度に新規加入した事業所が契約月から支払いした 1 年間分の掛金を補助する。	補助率 50/100
標準処理期間	30 日		
備考			
設定年月日	令和 4 年 7 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日